

学校法人鎮西学院理事会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人鎮西学院(以下「当法人」という。)の理事会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(効力)

第 2 条 当法人が定める諸規程(寄附行為及び寄附行為施行細則を除く。)と、この規則の内容が相反する場合は、この規則が優越するものとする。

(理事会の決議事項)

第 3 条 理事会は、法令、寄附行為、寄附行為施行細則又はこの規則の定めによって理事会の決議を要するとされた事項について決議する。

2 理事会は、前項に定められた事項の決議及び決定を、理事又は職員へ委任することができない。

(重要な資産の処分又は譲受け)

第 4 条 次に掲げる資産の処分又は譲受けは、理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 前各号に掲げるもののほか、1 億円以上の財産

(多額の借財)

第 5 条 1 億円以上の借入れは、理事会の決議によって決定しなければならない。

(重要な役割を担う職員の選任及び解任)

第 6 条 学院長、学長、校長、園長及び法人事務局長のほか、次に掲げる職員の選任及び解任は、理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 鎮西学院大学の学部長
- (2) 鎮西学院高等学校の教頭
- (3) 鎮西学院総宗教主事

(重要な組織の設置、変更及び廃止)

第 7 条 従たる事務所のほか、次の組織の設置、変更及び廃止は、理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 鎮西学院大学の学部、学科
- (2) 鎮西学院高等学校の学科

(学校法人の業務に関する重要事項)

第 8 条 次に掲げる事項は、理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (2) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附金品の募集に関する事項
- (5) 設置校の学則の作成又は変更
- (6) 就業規則及び附属規程の作成又は変更
- (7) 取引価格 1 億円以上の契約の締結又は解除
- (8) 訴訟の提起
- (9) 残余財産の帰属者の決定
- (10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が異例又は重要と認めた事項

(理事会の開催時期)

第 9 条 理事会は、6 月、9 月、12 月及び 3 月に定例として開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第 10 条 理事会の招集は、次のいずれかの方法で通知するものとする。

- (1) 書面を交付又は送付する方法
 - (2) pdf ファイルを電子メールで送信する方法
- 2 前項第 2 号の pdf ファイルは、印刷できる設定にしなければならない。
- 3 寄附行為第 18 条第 6 項の「会議の一週間前まで」とは、招集通知を発した日と会議の日の間に、7 日以上あることをいう。

(書面又は電磁的方法による意思表示)

第 11 条 理事会の招集を通知するときは、寄附行為第十八条第 5 項の規定に基づいて書面又は電磁的方法によって議決に加わるための様式を添付するものとする。

2 寄附行為第二十条第 4 項の規定に基づいて議決に加わる理事は、会議の開始までに、書面又は電磁的方法によって、各議案に対する賛否を理事会に通知しなければならない。

(オンライン会議)

第 12 条 理事又は監事がオンライン会議の方法で理事会に出席するときは、Zoom 等のオンライン会議ツールを用いる。

2 オンライン会議の方法で出席する理事又は監事がいるときは、会議の開始時に、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 当該出席者の所在場所

(2) 出席者の画像と音声^が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であること

3 オンライン会議の方法で出席する理事又は監事について、会議の途中、前項第 2 号の状態が保てなくなった場合、その状態が継続する間、当該理事又は監事は会議に出席していないものとして取り扱う。

(理事長以外の議長の互選)

第 13 条 寄附行為第十九条第 2 項による議長の互選は、挙手又は投票のほか、出席理事による推薦及び他の出席理事に対する当該推薦に係る異議の有無を問う方法によって行う。

(議長の職務)

第 14 条 議長は、理事会を主宰し、その議事進行を行う。

(開会及び閉会等)

第 15 条 理事会は、議長の開会宣言によって開始し、閉会宣言によって終了する。

2 議長は、必要に応じ、理事会の途中で休憩を設けることができる。

(出席者の発言)

第 16 条 理事会の出席者が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(定足数の判断)

第 17 条 議長は、出席理事(オンライン会議による出席者又は書面若しくは電磁的方法による出席者を含む。)の人数が、法令及び寄附行為が定める定足数を充足していることを確認しなければならない。

2 理事会の定足数の充足は、議案ごとに、決議の時点で判断しなければならない。

(議案)

第 18 条 理事会の会議の目的である事項に対する議案は、議長が提出する。ただし、寄附行為第十八条第 3 項又は第 4 項によって理事会が招集された場合、招集の請求又は招集をした理事が議案を提出する。

2 理事は、単独又は連名で、議長の許可を得て、議案を提出することができる。

3 議案の提出者は、議案の趣旨及び内容を説明しなければならない。この説明は、当該議案を担当する部署の職員に行わせることができる。

(決議の方法)

第 19 条 理事会の決議は、口頭、挙手、投票のいずれかの方法で行う。

2 口頭による決議は、議長から出席者に対し、異議の有無を問う方法で行うことができる。

3 投票による決議は、記名投票によって行う。

（特別利害関係人の退席）

第 20 条 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該議案の審議を開始するときに、退席しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議案の説明を行わせる場合その他必要があると認める場合には、決議を行う前まで、当該理事を会議に同席させることができる。

（白票等の取扱い）

第 21 条 投票の際に白票があった場合は、出席者に算入し、賛成票に算入しない。

2 決議の際に退席又は棄権した者は、出席者に算入しない。

（同席）

第 22 条 議案の説明その他必要があるときは、当法人の職員、学外の有識者その他必要な者を同席させることができる。

2 前項の同席の可否は、議長が決する。ただし、出席理事の過半数が同席を求めた者については、同席を認めなければならない。

3 議長は、いつでも、同席者を退席させることができる。ただし、出席理事の過半数が退席を不要とした者については、退席させることができない。

（傍聴）

第 23 条 理事会は、公開しない。ただし、議長が許可した者に限り、傍聴することができる。

2 傍聴者は、発言をすることができない。

3 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

4 議長は、いつでも、第 1 項但書の許可を取り消し、傍聴者を退席させることができる。

（議事録）

第 24 条 議長は、理事会の開催ごとに、理事会議事録作成要領の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長は、議事録の作成に係る事務を事務職員に行わせることができる。

3 理事会の議事録を作成したときは、遅滞なく、各理事及び各監事に閲覧の機会を与えなければならない。

4 理事又は監事から議事録の記載について異議の申出があった場合、議長は、修正の可否を検討し、次の理事会で報告しなければならない。

（理事からの報告）

第 25 条 理事長、代表業務執行理事が定められている場合は同職、業務執行理事が定められている場合は同職、寄附行為第八条第一号ないし第五号の理事は、定例の理事会において、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告には、予算の執行状況、学生・生徒・園児募集の状況を含めるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、理事は、自己の職務の執行の状況について、適時に理事会へ報告しなければならない。

4 理事は、第1項ないし前項の報告を、当該職務を担当する職員に行わせることができる。

(利益相反取引及び競業取引の報告)

第26条 当法人との利益相反取引又は競業取引を行った理事は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

2 前項の取引が継続的なものであり、理事会から包括的な承認を受けていた場合、当該理事は、3月又は6月の定例会において前項の報告をすれば足りる。ただし、当法人に損害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(事務局)

第27条 理事会の運営に関する事務は総務課が行う。

(改廃)

第28条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 2020(令和2)年5月26日施行の学校法人鎮西学院理事会規定を廃止する。

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。